平成２７年（フ）第１０８４号
東京都八王子市高尾町1564番地１メゾン904
206号
債務者　清水　冷子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９６号
東京都八王子市中野山王３丁目13番１―701号
債務者　坂崎　正博
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４８号
神奈川県綾瀬市早川城山５丁目９番２号
債務者　金田シャニクァ茉莉沙
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５６号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目15番20号
債務者　志田　真澄（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１５号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目３番地15　スカイハイツＡ　103号室
債務者　高田　　浩
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８５号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目18番46号　ザ・ブラフ116　102号
債務者　金子　英二
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０４号
横浜市栄区元大橋２丁目39番14号
債務者　小和田公枝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０７号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目６番15―101号
債務者　櫻井　　剛
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５６号
愛知県豊田市鴛鴨町中高根91番地６
債務者　髙橋　憲彦
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目10番18号　プラージュゴールデンパーク401
債務者　奥濱　美和（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２号
沖縄県うるま市字安慶名361番地２　レオパレス安慶名101号室
債務者　阿波根昌尚
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第３５号
沖縄県うるま市字栄野比889番地13
債務者　山田　　健
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２４３号
東京都台東区浅草６丁目41―４―703　ＲｉｓｉｎｇＰｌａｃｅ浅草五番館
債務者　松原可奈子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３３号
東京都多摩市鶴牧１丁目10番地の２リバーハイツⅠ102
債務者　川畑　光功
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１３０号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲1380番地
破産者　有限会社野村建設
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部